

川崎市交通局規程第 18 号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 6 月 20 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計規程（平成 25 年交通局規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。